

Hard Disk Drive (HDD) 製造業の投資奨励政策

2004年

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)
投資委員会(BOI)布告
No. 5 / 仏暦 2547 年(2004)

件名 Hard Disk Drive (HDD) 製造業の投資奨励政策

タイを世界の Hard Disk Drive (HDD) の生産基地とするために、競争力水準を高め、奨励をするために、タイ投資奨励法の増補改正(第3版)仏暦 2544 年、仏暦 2520 年 投資奨励法第 16 条、および 31 条の第 2 段による権限に基づき、投資(奨励)委員会は、Hard Disk Drive (HDD) 製造業の投資奨励原則を規定する告示を發布する。以下による。

1. 特別に、HDD 製造事業、および HDD のための部品製造事業に、権利恩典を付与することを定め、かつ、以下の条件により実施しなくてはならない。

1.1 一般的な権利恩典

- 1.1.1 全てのゾーンでの機械輸入関税の免除を与え、また、投資奨励を受けた期間をとおして、既存機械の改良および取替えのための機械輸入を許可する。
- 1.1.2 ゾーンによる法人税免除を付与する。以下による。
 - (1) ゾーン1に設立の場合には、4年間の法人税免除を受ける。
 - (2) ゾーン2に設立の場合には、6年間の法人税免除を受ける。
 - (3) ゾーン3に設立の場合には、8年間の法人税免除を受ける。
- 1.1.3 既存機械の改良の投資部分は、投資奨励を受けるプロジェクトの一部と見なし、委員会からの同意を受けなくてはならない。
- 1.1.4 タイの製造企業の開発を含み、国内原材料の使用計画、および教育機関あるいは研究機関との結びつき計画を持たなくてはならない。これは(計画は)、委員会の同意を受ける。

1.2 増補する権利恩典

特別に、HDD 製造事業、および HDD のための部品製造事業を、重要性を有し、国家に対して有用な事業と規定し、31 条の第 2 段による免除を受ける法人税の割合を規定しない。また、1.2.1 - 1.2.5 項により、それぞれ(一つづつ)実行できる場合、そのケースにより、通常原則から増加した 1 年間の法人税免除の権利恩典を付与する。1.2.1 - 1.2.3 項により実行できる場合、ケースにより 2 年間、1.2.4 - 1.2.5 により実行できる場合、合わせて 8 年間は超えないものとする。以下の 5 つのケースによる。

- 1.2.1 最初の 3 年間の平均年間売上高期の 1 - 2%を下回らない、あるいは特別に、HDD の製造事業では、5000 万パーツを下回らない、あるいは、HDD の製造のための部品製造事業では 1,500 万パーツを下回らない研究開発あるいはデザイン開発経費があること。
- 1.2.2 工学関係、科学関係、あるいは研究開発技術に関係する分野、あるいはデザインの分野で、学士以上の教育課程を修了した人材の雇用が、最初の 3 年間に全従業員の 5%を下回らないこと。
- 1.2.3 最初の 3 年間の期間、タイ人の人材のトレーニングの経費割合が、月給および雇用経費(Payroll)に対して、1%を下回らないこと。
- 1.2.4 最初の 3 年間平均で、1 年あたりの売上の 1%を下回らない、あるいは、HDD の製造事業で 1 億 5,000 万パーツを下回らない、あるいは、HDD の製造のための部品製造事業では 1,500 万パーツを下回らな

いタイの下請け者の能力開発の経費、あるいは関係教育機関の支援経費があること。

1.2.5 事業開始日以来3年以内に、委員会が同意を与えた原則により、タイ国内に研究開発センターを設立すること。

1.2 1.2項による増補する法人税免除の権利特典の受理は、ケースに従って、1.2項による法人税免除を受けた期間に続く期間を数えるものとする。その合わせたものが8年間を超えてはならない。

2. 1.1.3 および 1.1.4 項によるケースの同意を与える検討者として、プロジェクト検討専門委員会に権限を移譲する。
3. 奨励の許可を受けたが、まだ、所得を受けていない特別の HDD 製造事業、および HDD のための部品製造事業の投資プロジェクトは、この原則による増補の権利特典の受理を申請できる。
4. 1.2.2項による学士過程以上終了の人材の雇用に関する条件、および1.2.3項によるタイ人人材のトレーニング経費の割合に関する条件の検討および審査方法、奨励を申請しているプロジェクトによるのではなく、企業全体状態で検討する。
5. この政策による権利特典の申請を意図しない、HDD 製造事業、および HDD のための部品製造事業の投資プロジェクトには、投資委員会布告1 / 仏暦 2543 年の原則により権利特典を付与する。

これらに関しては、仏暦 2547 年(2004 年)3月3日から有効となる。

告示日 仏暦 2547 年 5 月 6 日

チャバリット・ヨンチャイユット
副首相
首相 代行

注: この翻訳は、2004 年 5 月 6 日布告のタイ国投資委員会布告の翻訳であるが、実際の運用にあたっては、原文(タイ語)を参照願います。